

会 議 録

会議の名称	令和3年度(2021年度)第3回豊中市同和問題解決推進協議会		
開催日時	令和4年(2022年)3月29日(火) 午後7時～午後9時		
開催場所	人権平和センター豊中2階大集会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	人権政策課 教育委員会事務局 学校教育課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由	—		
出席者	委員	ト田会長、若槻委員、長倉委員、岩槻委員、宮前委員、酒井委員、重本委員、西田委員、中田委員、松村委員	
	事務局	【人権政策課】 山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、佐津川主幹兼人権平和センター館長、澤坂主幹、吉川主査、塩谷 【教育委員会事務局学校教育課】 花山主幹	
	その他		
議題	1. 同和行政基本方針について 2. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

開会

案件1. 同和行政基本方針について

案件2. その他

- ・事務局から案件1について説明した。

○委員 方針改定にあたって、この協議会からの答申をどこにどう反映させたのか。

●事務局 答申は具体的な教育・啓発の進め方についていただいたもので、その中でインターネット上の問題や、差別意識が根強く残っていることが指摘されている。そのことは市民意識調査結果からもうかがえる。インターネット上の問題がある中で、どのように同和問題を解決していくか、教育・啓発に視点を置いて改定した。改定した方針を読み、改めて市民の皆さんに同和問題について考えていただきたい。

○委員 改定した方針は、豊中市と書いてあるところが他市であっても通用し、豊中らしさを感じない。

答申で問われたのは、学校現場で同和教育、部落問題学習が扱われていないということだったが、方針ではそれが見えてこず、答申をふまえたようには読み取れない。

学校で、部落問題は大事なことだという学習ができているのか。部落問題学習がどうあるべきか、小学校、中学校を通してどのような段階を経ていったらいいと考えているのか。

●事務局 差別を受ける立場にある人たちが声を上げてきたことも含めて、歴史的な経緯や今の制度、人権が尊重されるような社会になってきていることなどを教科の学習等で学ぶことが一つ。

もう一つは、いろいろな制度や法律が整えられつつある今の時代でも、部落差別は根強く残っており、そのことによって傷ついている人たちがたくさんいるということ。地域のフィールドワークも含め、その人たちとの出会い、生の声や思い、願いを子どもたちが聞き、自分たちの周りやクラスや学校の中で、どのような関係づくりを進めていけばよいかということをも自分ごととして考えていけるような学習、現実社会の部落問題から自分たちの生活集団を見つめ直す、頭で理解する学習と自分たちの関係を考え直すという両方がリンクする学習。友だちとどう仲間づくりしていくかというところから中学校の知識的なところまで貫いていくような部落問題学習を進めていくことがめざすところ。

豊中市では、小学校も中学校も同和問題について学ぶ機会は100パーセントであり、

教科書に載っている知識は学んでいる。

- 委員 教科書に載っていることだけで、それ以上の分析はないのではないかと。熱心に勉強している先生もいるし、部落問題学習に取り組んでいる学校もあるが、できていない学校もある。

出会いの場としては、豊中と蛍池の人権平和センターがあるが、どれほどの先生が認識し、来館しているか。まして、先生自身が今まで部落問題学習にどれだけ出会ってきたのか。方針には、学び直しとあるが、もともと学びも出会いもしておらず、生涯学習として受け入れていく素地がない。だからこそ、早いうちに出会うことが大切。江戸時代の制度の話ではなく、地域と出会うような学びの場があるのか。

- 事務局 すべての子どもが学ぶ場は提供できていない。教える側の教職員に対しては、初任者研修や2年目研修、新任校長の研修で研修の機会を必ず設けている。教員自身が聞いたこと、学んだことを伝えることを進めてほしいと研修で伝えている。

- 委員 小学校6年生の歴史で習わないと出会う場がないという訳ではない。テキストとして、子どもたちも見る、先生もそれで指導するというものを作っていく必要性については、どう考えているか。

- 事務局 現時点で、豊中市の地域について学ぶテキスト的なものはない。豊中の地域の歴史を発達段階に応じて子どもたちにどう伝えるか、どう授業で使うか、学校現場の先生の力も借りながら作っていくことは今後の研究と思っている。

- 委員 学校現場、教育の中で、子どもたちが部落問題に出会うことが非常に希薄で、不安を感じている。中学校の状況はどうか。

- 委員 以前勤務していた学校では、部落問題学習は、ほぼ社会科の授業の中でしかできなかった。社会科の歴史・公民の中で必ず扱うという意識で、重要な問題だということで話してきたつもりだが、自分自身も大学で部落問題学習を学ぶ機会がないまま教壇に立っている。総合的な学習の時間で、子どもたちが当事者と出会ったり、部落問題学習について考える時間はなかった。転任した学校で、人権教育担当という立場になり、一から学び直し、学び続けている最中である。

豊中市の全体的な状況として、教科書で教える人は100パーセントだとしても、教える者によって温度差はある。熱心に取り組む学校に着任しないと、触れる機会がなかなかない、出会えない状況にある。

大阪府人権教育研究協議会では、必ず全員が触れる教科書を使ってどう部落問題学習に出会わせていくかということをテーマに、教科書の記述から部落問題を深めていくこ

とを研究したり、実践を広げていったりしている状況である。

○委員 議論の着地点が見えなくなっている。基本方針を変更するのか。

●事務局 方針は、パブリックコメントを経て、市の手続きを経て改定したものである。

○会長 それをふまえ、議論をお願いしたい。

○委員 方針の教育・啓発について、例えば部落問題との出会いをどうするかということ
を市としてどう考えているのかももう少し尋ねたい。

●事務局 同和行政基本方針は、豊中市と教育委員会が、どう行政を進めていくかを書い
ている。

内容としては、この間、社会は大きく変化したが、差別がなくなったという経過はない。社会は変わってきており、コミュニケーションのツールも変わってきている。同和問題に対する教育の機会や啓発の機会は全体の中でいくと減っている、受けていない人もいるということは分かっており、そこにてこ入れしていかないといけないことを書いている。今まで取り組んできた有効なコンテンツ、資料、テキストは継続・発展させ活用していくことになる。先ほど、テキスト作りの話があったが、今までにもいいものはあったので、それを使いながら、反面教師になるような失敗したことも含めて、この時代の教育・啓発に取り組んでいくということの方針に書いている。

一方で、この方針は、同和行政を進めていく側が、現状をふまえてその内容にどう取り組んでいくかということを書いている。教職員も含め、職員は、部落差別をどうなくしていくのかということを考えて、自分たちを磨かなければいけないし、それによって市民に対して教育や啓発が提供できるということである。職員は改定した方針を読んだ上で、自分の業務に生かしていくということが、改定を機に新たに始まったと認識している。

○会長 案件2でこのような話をしたいと思っていたが、この流れで進めていく。いろいろな課題や意見はあることをふまえた上でだが、今期の協議会で方針の改定はなされた。この協議会としては、この方針に基づいてどう同和行政を進めていくのか、どのように生かしていくのかを議論し、助言していくことになる。そのためにも、先ほどからの議論は重要になる。どのような認識を持って、これから何をしていかなければいけないのか、来期以降何を議論し、方針をどう生かしていくのかご意見いただきたい。

○委員 職員は基本方針を必ず読むのか。担当課以外の職員が読んで分からないこともたくさんあると思うが、どのように職員へ周知するのか。研修で知る機会があるのか、勝

手に読むようにということなのか。

●事務局 庁内職員が情報を共有するためのシステムには当然掲載する。また、市では人権研修を全職員対象に行っており、各部局にその主任推進員と推進員がおり、その職員を対象として研修を行っている。同和行政基本方針の改定は大きな節目、できごとであり、来年度の研修計画の中の一つに位置づけるよう考えている。まずは、主任推進員・推進員への研修を通じて、各職場へおろしていき、全職員へ提供できるようにと考えている。

○委員 豊中市人権教育推進委員協議会やとよなか人権文化まちづくり協会、当事者団体などの関係団体にはどのように改定した方針を周知するのか。

●事務局 関係団体には、方針改定の過程で相談しており、改定した方針を提供する。

○会長 方針に関係団体名をどのように入れていくかについては、難しい議論があった。当事者団体の声を聞くということは絶対抜かしてはいけないところだった。それを具体的にどうしていくのか協議会で議論していく必要があるし、関係団体ともっとこういう連携がいるのではないかとということも課題として残っている部分である。

今後ということで、もう少し議論したい。

方針改定にあたり差別の実態をどのように表記していくかについても議論があり、難しい部分があった。次の協議会で取り組むべきことの一つはそこだと思っている。先ほど、学校教育の中での部落問題との出会い方の話にもあったように、アンケートを取ると、「教科書に載っているからやっている」という回答になり、実態的にどうなのかは数値だけでは表れないものがおそらくある。そう考えると、協議会で質的な調査や聞き取りに取り組み、それに対して議論し、行政や教育現場にどのような提言ができるかということも考えられるのではないかと。その辺りも含めていろいろご意見いただきたい。

○委員 方針自体は確定しており仕方ないが、先ほど意見があったように、豊中らしさについて、基本的認識にはけっこう書き込まれているが、それをふまえた基本目標や基本視点が現状認識にどう基づいて作られたのか見えにくい。どこの自治体でもありうる方針だと私も感じたが、どう具体化していくかということで、これからの話かと思う。

基本方針を定めたら、この方針に基づいて何をするか計画が必要になってくるのではないかと。この方針に基づいてどう動くか議論していくことで、豊中らしさの部分がクリアされていくのではないかと。そのためにも具体の計画づくりが必要なのではないかと。

パブリックコメントの結果 14 ページ・NO.21 の意見は、職員が部落問題についての認識を深め、部落差別を見逃さないようにするために重要なことである。私が別に関わっているところで、2 年程前に露骨な差別発言があった。しかし、その職員はそんなに

重大なことだとは思っていなかった。それ以来、初期対応も含めた差別事象への対応のあり方についての議論をずっと続けてきている。NO.21 の意見は方針には反映されなかったが、今後のための具体的な計画を作るのであれば、意見にあるように、的確な初期対応と、人権文化政策監のリーダーシップのもとで必要な措置が講じられるようなしっかりした体制の強化充実を図っていただきたい。

○委員 先ほど委員がおっしゃった職員の研修で差別を見逃さないというのは、私も案として出していたが、そのような表現にはなっていない。委員が関わられた差別発言の事例と同じようなことが豊中市でも起こっている。以前から言っている総合計画審議会での事件のことで、ずっとそのままになっており、進展していない。総合計画審議会の事務局である経営計画課の職員も人権政策課の職員も、大したことないというスタンスであり、それを問題だと再三再四指摘してきた。行政の人たちの認識にとっても危機感を持っている。豊中市にはそうではないようにしてもらわないといけない。

○委員 私も先の両委員と同じ意見である。今も部落差別は身近なところを含めてあちこちで起こっているし、差別意識が解消されない限りこれからも起こる。方針には残念ながら具体的には書かれておらず、今の職員が認識していたとしても年月が経ち人が替わっていくと、だんだん薄まってきたり、継承されていかない部分もあったりするので、この部分については、具体的に議論していく必要がある。

○会長 事務局に、差別を見逃さないという意味での職員研修の充実や体制に対してどのように考えているのか、この協議会でどう議論していけるのかお聞きしたい。

また、基本方針に対しての計画ということについて、市の中でいろいろな基本方針があると思うが、それを受けて行政はどのようなかたちで動かしていくのか、それに対してこの協議会はどれくらいのことを提言していけるのかお聞きしたい。

●事務局 各職場が実施する年3回の人権研修の中で、同和問題についての研修を行うよう周知し、学ぶ機会とする。委員から意見があったように、市で起こっている事象で、差別に接したときに気づかないということもあるので、気づける職員になっていくよう研修の充実を図っていく。

行政は、それぞれの部局がさまざまな計画を策定し、進めていくということが主としてある。同和行政基本方針に対しては、同和行政推進プランがあり、10年程前に計画期間が切れたときに現行のまま継続して進行管理することを決め、今も継続している。このプランを今後どうしていくかも含めて、市として方向性を固め、協議会にもご意見をいただくことになる。

○委員 意見募集の結果を見ると、提出された意見は具体的なものだが、それに対する市

の考え方はあやふやでぼかしている。本当にやる気があるのか感じられない。

部落差別は研修だけではなくならない。そこに豊かな感性がないと研修しても意味がない。豊かな感性とは、部落差別がなぜ今の世の中に残っているのか、体の底から怒りを覚えるような気持ちである。その気持ちを持って部落差別に対応していかないと、絶対に解決しない。

学校現場でも、知識的なことは詰め込むことができても、感性をどう育てていくのかが一番難しい。感性が豊かでない教師は、子どもが伸び伸び育っていくことを阻害していることにも気づいてほしい。どれだけ相手の立場に立つかということに、感性というキーワードは絶対必要。これからの子どもたちの感性を育てていくために、一つひとつの喜怒哀楽をほめるなど、それを勉強していくのが同和教育でもあり、人権教育でもあり、学校教育である。

○委員 もう一度確認したい。改定した方針ができて、これを具体化するために行政ができることは実際にどういうことなのか。

●事務局 改定した方針については、職員には研修で確認してもらい、考えてもらう機会を持つ。市民に対しては、出前講座で配付し、ホームページにも掲載する。同和問題について考えてもらうため、ホームページについてはリニューアルしていきたいと考えている。

○委員 先ほどからの意見は、この方針は理念的で、だからどこでも通じるし、具体的じゃないということ。同和行政として表面的には間違っていないが、豊中市でどう具体化してくのかが見えてこないから、各委員はその違和感を言っている。

改定した方針を広報することは必要だが、市としてこれを読んで具体的にこうすると言ってもやりようがないのではないかとというのが率直なところ。この協議会で、具体的にこういうことができるのではないかと話し合っていていき、市がそれを実際にできるのかどうか。これまでも、方針改定のためにこれをしたらいいのではないかと意見してきたことは方針には盛り込まれていない。具体化するためにはやはり必要だと意見したら、市として実施する準備があるのか。どれくらいのことであれば市としてできるのか。

●事務局 協議会には、教育・啓発について具体的な提案をいただきたいと市が諮問し、答申いただいた。答申を具体化するためには、まず方針をしっかりと定めたほうがよいとの意見を受け、今回、方針改定まで達している。

市としては、これから教育・啓発を具体的にどうしていくのか、どういうターゲット・集団にはどういった啓発が有効であるとか、このような新たな手法が出てきているなどについて、皆さんにご提案いただきたい。

順調に進んでいるところは行政が進めていく。協議会には、課題があるところについ

てご意見いただきたい。

○会長 改定した方針をどう知らせていくのか、研修をどうしていくのかということについて、市が進めている研修に対し、協議会としてこのような研修が必要ではないかとやり取りしながら、研修の中身について確認、提言していく役割を持つ。その対象には行政と学校現場がある。学校現場については、子どもへの教育と教育を担う教職員や保育教諭への研修をどうしていくかについてもやり取りしていく。また、市民啓発を方針と答申を意識しながらどう進めていくかが、今後協議会が果たす役割の一つの柱になる。そこを進めていくためにも、協議会として何をすべきなのか、その前提として実態把握のようなことが必要になってくるのか、その方法をどのように考えていけばよいのかも大きな柱である。データやアンケートだけでは見えてこないものをどのように可視化していくのかということ。協議会の中で、当事者の声に出会うことが必要になることが前提になるだろうし、そのための調査研究はどうしていくのか、どこが担いどのように進めていくのかということも議論していくことも柱になる。皆さんの意見をまとめると、こういうことかと思う。

○委員 方針があるから次に計画があり、具体的にこんなことをしていくという施策を立てるのが普通。改定した方針の広報は必要だが、配っても、読んで終わりで何も変わらない。方針が変わったら施策が変わる。変わらないのであれば作る必要はなかった。新しくなったので変わるはず、もしくは強化されるはず。

事務局の話をしている感じでは、具体的なものを今は持っていないと思うので、それを考えてもらいたい。教育に関しても具体化していかないと、せっかく改定したのに、改定しただけで前と変わらない、計画も施策も変わらないというのはもったいないと思うので、市には考えてもらいたい。使えないと意味がない。

○会長 方針を受けた計画ということについて、今後どのような可能性があるのか、市で同じような方針が出たときにどのような動きをしているのか、進捗管理はどうしているのか、計画の立て方や動かし方について聞きたい。

●事務局 大きい施策を動かすときに、例えば、市の総合計画では、基本構想という大きなビジョンがあり、その下に具体的に進めるための基本計画を作る。そして、各分野で分野別計画、実施計画を作っていくという方法がある。大きな方向性を決めて、年次毎に挑む最終目標を定めて進捗管理をしていき、指標に対してどれだけ進んだか進んでいないか、どうしていくかと進めていくのがオーソドックスな行政の方法である。

そういった方法もあるが、それぞれの施策がめざすべき最終的なところはどう着地していくのかという進め方もある。方針が抽象的との意見もあったが、ふみ込んで具体的なことを書いているところもあるので、年次計画ではなく、この基本方針をもってそれ

ぞれの施策を進めていくという方法もある。教育についても、共感や自分ごととして考えるというときにこの基本方針をもって直接進めていくという方法もある。

今の社会は非常にいろいろなことが起こり、早いスピードで物事が変わっていくので、直接的にこの基本方針をもってそれぞれ取り組んでいくという方法もある。それぞれの事業について協議会でご意見をいただきながら進捗管理をしていくという方法もあると考えている。

○委員 当初、基本方針を策定したときに、市は、各部局が部落差別をなくすために何をするのかという同和行政推進プランを立て、それに基づき、1年1年どこまで進んでどうなっているのか確認し、当時の同和事業促進協議会と協議していた。推進プランの期間10年が過ぎた後も、プランの進捗状況ということではないが、部落問題について一緒に考える時間として、どのような研修をしているのか話をする場を市はとよなか人権文化まちづくり協会と年に1回持ってきた。やはり、各部署で部落差別をなくすために何をしないといけないのかということの方針をもとに挙げて、その進行をしっかりと見ていくことが大事である。

○会長 方針にも同和行政というのは、同和問題の解決に向けた総合的な行政であると書いており、総合的にいろいろな部署が動いているということを確認していくこともこの協議会の役割になる。

また、意見募集の意見としてあった、埋没しないということ意識していく必要がある。当事者団体や関係団体との関係をどのように作っていくのかということについても、報告を受けて確認し、意見を出していくことが必要となる。

これらをふまえ、次年度以降の市の動きを見ながら、次期協議会で、教育・啓発の進め方と進捗管理について確認していくことになる。

○委員 この方針を無駄にしないために、学校教育現場が重要なウエートを占めると感じているが、学校現場は多忙なため、方針をそのまま渡しても見る時間がない。A4、1枚でポイントを絞って書いたものがあるとよい。

学校現場でどう方針を使っていくかについては、まずは管理職研修で必ず認識してもらうことが前提である。次に、全校の管理職と人権教育推進担当者向けに研修を打ち、理念的なもので終わってしまう説明ではなく、具体的に学校現場で部落問題学習としてどんなことができるのか落とし込んでいくことが大事だと思う。50年の歴史の中で部落問題学習を積み上げてきた豊中市人権教育研究協議会と教育委員会が協同して研修を打つこともできるのではないか。任意ではなく全員参加せざるをえない状況の中で、部落問題を扱っていくことが必要だと思っている。

○委員 市民や人権教育に関心のある人が方針を読んでも、部落解放できる、同和教育が

進むとは思わないのではないか。差別事象があったときの行政のアリバイづくりのように感じる。部落問題に対する怒りや何かを感じるという訴えかけが方針には必要ではないか。今年で100年となる水平社宣言は、胸を打つ言葉がいっぱいある。豊中らしさを出してほしいとたくさんの意見があったが、知識を与える方針より、部落差別をなくしていくような気持ちにさせる方針を先駆けて作ってほしかった。

方針を市民に読んでもらうために広報に分かりやすく載せるなどの工夫も必要。市民が部落差別を憎み、差別をなくしていくという気にさせる感性と理屈、論理があいまった進め方を発行物でも研修でも進めてほしい。市役所として日常的な雰囲気づくりも必要。読みたいなとか、読んで何か残ったなと感じられるような方針はいまだかつてない。それをやり遂げる気持ちをもって、方針や発行物をつくり、人間関係やコミュニケーションについても考えていってほしい。

○委員 相談体制として、誰かが差別に困ったときに、どこに聞いたらいいか、どう解決して、悩みを聞いて導いてくれるのかということが分かるように、市民目線での取組みと情報発信をしていただきたい。

○委員 啓発として、水平社創立100年に関する企画はあるのか。

●事務局 全国水平社が100年を迎えたことの企画としては、パネル展示を考えている。豊中水平社の立ち上がりは翌年で、そこが豊中の一番の盛り上がりになるので、センターも含めて考えているところ。啓発業務を受託していただいているとよなか人権文化まちづくり協会とも調整し、どのような啓発が効果的なのか、どのように歴史的なことをまとめていくのか、今までのまとまったものの活用も考えながら、新年度に入ってから動いていく。

○会長 いろいろな意見があったが、とにかく方針は変わった。理念的だというご指摘のとおりだが、それをきっかけに何ができるか、中身をどうつくっていくのか、総合的な行政だということで、あらゆる部門にも関わっていくことだということや、部落問題を埋没させないというところに意識をもって、協議会として来期以降役割を果たしていく。今後、市が方針の改定を受けてどのように動いていくのかやり取りしながら深めていけるとよい。

方針改定にあたっては、委員の皆さんにはスケジュールが厳しい中でご意見をいただき、できるだけ反映し、当初の事務局案からは大きく変わった。いろいろな課題は残しているが、せっかく変わったものなのでそれを生かしていきたい。今日の議論で、来期の協議会に向けての方向が見えるところまで進められた。委員の皆さん、2年間ご協力いただき、ありがとうございました。

・ 人権文化政策監より、第 9 期協議会協議終了に際してお礼の挨拶

閉会